

令和元年度障がい福祉関連施策について

1 地域活動支援センター I 型事業

(1) 目的

主に精神障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

(2) 事業概要

創作活動や生産活動の場を提供することで、他者との交流を促進するとともに、日常生活に必要な情報の提供を行います。また、常駐の精神保健福祉士等による医療、福祉及び地域基盤との連携強化や相談業務を行います。

(3) 計画上の位置づけ

第5期吹田市障がい福祉計画において、地域活動支援センター I 型（以下「地活 I 型」という。）は2か所の設置を目標としています。

(4) 経過

地活 I 型の事業所を1箇所設置していましたが、平成30年度末をもって事業者が事業から撤退しました。令和元年度は10月から新たな事業者により1箇所設置しており、2箇所目については令和2年度整備に向けて、現在準備を進めています。

(5) 地活 I 型と障がい福祉サービスとの相違点

地活 I 型は、精神障がい者が好きな時にいつでも立ち寄れる気軽な利用が可能です。決められた時間に決められた時間を過ごす生活介護などの障がい福祉サービスを利用する前に慣らしをする施設で、利用手続きなしで利用できます。

2 合理的配慮庁内推進会議

(1) 目的

行政機関としての吹田市のすべて部局において、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第7条第2項に規定されている合理的配慮の提供がなされるよう啓発し、実施を促進します。

(2) 事業概要

定期的に会議を開催することで、合理的配慮の提供促進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間で連携して効果的かつ円滑に取組みを進めます。

(3) 会議の内容

- ア 好事例等の情報共有に関すること
- イ 合理的配慮の提供の方法等に関すること
- ウ 関係機関による周知及び啓発活動に関すること

(3) 構成員

各部局の庶務担当部署

(4) 開催結果

- ア 開催日 令和元年10月18日 第1回会議を開催
- イ 議事内容 合理的配慮に関する取組みの推進について等
- ウ 成果

合理的配慮に関する「負担が過重でないとき」の判断については、個別性が高く、基準を決めにくいとため、事例を重ねて検討していくことが必要であることや、求められている合理的配慮について、どのような配慮ができるのかを検討することが大切であること等を話し合いました。また、合理的配慮推進のための取組み概要の資料を作成し、職員に配布することで周知を図りました。

(5) 障害者差別解消支援地域協議会との関係

合理的配慮庁内推進会議は、合理的配慮の推進のための庁内のネットワークを構築し、関係部局間で連携して効果的かつ円滑に取組みを行うことを目的としています。

一方、障害者差別解消支援地域協議会は、地域の関係機関が相談事例や配慮の方法などの情報を共有し、各関係機関による主体的な取組みにより、合理的配慮の提供がなされることを促進することを目的としています。

3 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 目的

障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、地域の関係機関が障がい者差別に関する相談事例等の情報共有を行い、地域全体で合理的配慮の提供や差別の解消に向けた主体的な取組みが行われることを促進することを目的とします。

(2) 会議の内容

- ア 障がい者差別に関する相談及び取組み事例等の情報共有に関すること
- イ 関係機関による周知及び啓発活動等の取組みに関すること

(3) 構成員

- ア 障がい当事者及び家族
- イ 教育関係者
- ウ 保健医療関係者
- エ 福祉雇用の関係者
- オ 事業者
- カ 法曹関係者
- キ 公共的団体
- ク 行政機関
- ケ アドバイザー

(4) 開催予定

令和2年3月 第1回協議会開催予定